

江戸時代後半の上方における幕府代官と幕領

著者	小倉 宗
雑誌名	江戸廻米：庄屋勘左衛門、年貢米一万俵を納めに江戸へ参上!
ページ	34-43
発行年	2016-10-20
権利	(C) 大阪商業大学商業史博物館
URL	http://hdl.handle.net/10112/11397

江戸時代後半の上方における幕府代官と幕領

小倉 宗

はじめに

江戸時代には、大名や旗本など個別の領主が並び立ち、所領の土地と住民を支配する一方、將軍・幕府が全国を対象とした支配を実施することで、各種の所領を統合していた。しかも、將軍は、①個別領主を編成する統一権力者であるとともに、②他の領主と同様、自らも所領(幕領)を有する最大の個別領主であった。そのため、幕府の内部においては、①奉行が主に担当する全国支配と、②代官が主に担当する所領(幕領)支配という二つの側面がみられた。

また、江戸時代の上方は、山城・大和・近江・丹波の東部四カ国と摂津・河内・和泉・播磨の西部四カ国との八カ国を範囲とし、政治・経済・軍事上、関東とならぶ幕府の拠点地域であった。そこでは、京都・大坂・伏見・奈良・堺(・大津)といった直轄都市や広大な幕領が設定されるとともに、京都所司代や大坂城代、直轄都市に所在する奉行、幕領を支配する代官など、多くの幕府役人が配置された。

さらに、上方では所領が錯綜するため、住民は所領をまたい

で活動し、個別の領主では解決できない問題が多数発生した。そこで、上方の奉行は、幕府による全国支配の一形態として、国を単位に、所領の区別を超えた広域的な支配を行っていた。とりわけ享保期(一七二一〜三六)以降には、京都町奉行が東部の

四カ国、大坂町奉行が西部の四カ国を支配するとともに、奈良奉行は大和国、堺奉行は和泉国(伏見奉行は伏見近郊)をそれぞれ範囲として各種の行政や裁判を担当した。このように、上方の支配構造は、①幕府奉行の広域支配と、②幕府代官を含む個別領主の所領(幕領)支配とによって二元的に構成される点に特徴があり、その関係性を追究することは、ひろく幕府の支配一般を理解することにもつながる⁽¹⁾。

そこで、本稿では、奉行による広域支配との関係に注目しつつ、主として役所の配置や支配地の設定の側面から、江戸時代の上方における幕府代官と幕領のあり方について考察する⁽²⁾。

なお、上方の幕領をめぐる奉行と代官の関係については、①享保期以前、京都町奉行が上方の幕領を管理する責任者であったため、八カ国の幕領を支配する代官は京都町奉行の指揮を受けたこと、②享保期以降、勘定奉行が全国の幕領と代官を一元的に管理・指揮するようになり、上方の代官も勘定奉行の指揮

下に編入されたことが明らかにされている⁽³⁾。①享保期以前の状況や②享保期の転換は、上方の幕府代官と幕領を考えるうえで重要なテーマであるが、紙幅の都合により、本稿では、江戸時代の後半にあたる享保期以降の時期を対象とする。

一 幕府の代官や幕領に関する制度と用語

検討の前提として、江戸幕府の代官や幕領に関する基本的な制度・用語を確認する。

幕領〔御料〕は、徳川将軍の所領(幕府の直轄地)である。幕領の石高は、新田開発や検地などにより、四代家綱の一六六〇・七〇年代に三〇〇万石、五代綱吉の一六九〇年代に四〇〇万石、八代吉宗の一七三〇・四〇年代に四五〇〇万石へと増加するが、その後は四三〇〇万石に停滞し、一九世紀に入ると四四〇万石から四二〇万石前後へと徐々に減少した⁽⁴⁾。一方、代官は、五〇万石程度の幕領を支配する幕府の役人である(一〇万石以上の幕領を支配する代官は郡代とされることが多い)。代官の多くは旗本より任命され、勘定奉行の指揮監督を受けた(ただし、京都所司代や京都町奉行、長崎奉行の「支配」を受ける代官もいた)。「代々」世襲する代官も一部に存在した。

幕府の代官は、江戸・京都・大坂・長崎などの直轄都市、あるいは自らの支配地(御代官所)内の要地に役宅や陣屋をかまへ、年貢、諸役の徴収や金銀米銭の出納、人別の管理や紛争処理・治安といった多様な業務にたずさわった。また、鉱山開発や山林経営、河川交通や堤防工事のような幕領支配以外の職務を兼

ねる者もあった。さらに、幕府は代官だけでなく、奉行や大名などにも幕領の支配を委任する(預ける)ことがあったが、その支配地(御預所)については、奉行や大名も一般の代官と同様に勘定奉行の指揮監督を受けた⁽⁵⁾。

二 幕府代官と幕領に関する史料

江戸の勘定(奉行)所は、幕府の財政を管理・運営するため、①主な収入源である幕領を支配する代官や大名などとそれらが担当する支配地の石高、②幕領より徴収される年貢・諸役(と支出される各種の経費)の数量を把握・整理し、さまざまな会計書類を作成(のうえ老中に提出)した。これらは、幕府自らが作成した良質な史料であり、財政はもちろん、代官や幕領の状況を理解するうえでも有用である。そこで、本稿では、A一八世紀半ばの宝暦七年(一七五七)における「御料高御代官并御預所高書付」、B一八世紀後半の寛政九年(一七九七)・C一九世紀前半の天保九年(一八三八)・D一九世紀半ば(幕末期)の文久元年(一八六一)における「御代官并御預所御物成納払御勘定帳」をとりあげ、江戸時代後半の上方において幕府の代官や(預所)大名などがどのように配置され、支配地がどのように設定されたのか、その特徴と時期的な変化を探っていく⁽⁶⁾。

【表】(四二―三頁)は、A―Dの史料に記載された上方八カ国に関する部分から、①支配地を担当する代官や大名・奉行などの名前、②支配地の石高、③代官などの役所(役宅・陣屋・居城・奉行所)と支配地(代官所、預所など)が所在する国名を整理し、通し

番号を付したものである⁽⁷⁾。①代官・大名などの名前と記載順は原文に従った。また、③国名については、八カ国それぞれの列を設け、便宜的に、山城・大和・近江・丹波の東部四カ国、摂津・河内・和泉・播磨の西部四カ国という二つのグループに分けるとともに、上方以外は一つの列にまとめて国名を記入した。さらに、役所が所在する国を△、支配地が所在する国を○で示した。そして、それぞれの年における代官などの人数と支配地の石高を合計し、一番下の行に記している。

なお、使用する史料の具体例として、A～Dのすべてにおいて、上方に支配地をもつ代官の一番目にあげられた京都代官の部分を示すと、次の通りである。

〔A〕

山城 河内 摂津 御所方御用
高九万九百石余 小堀数馬〔邦直、京都代官〕

御役料千俵

山城 摂津 丹波 御賄料
高八千四百石余 同人御預り

〔B〕

山城 摂津
大和 和泉国 小堀縫殿〔邦直、京都代官〕
河内 丹波

高拾壹万九千九百三十八石九斗八升式合四夕
銀式千百六拾七貫六百七拾目四分三厘貳毛
〔金ニノ三万六千百貳拾七両三分、永九拾文五分三厘〕

米式万三千八百六拾壹石式斗九升四合九夕壹杓

大豆式百拾壹石(後略)

Aでは、京都代官小堀邦直が山城・河内・摂津の三カ国における九万〇九〇〇石余の幕領(代官所)を支配するとともに、山城・摂津・丹波の三カ国における八四〇〇石余の「御賄料」を預っている。また、幕領支配以外にも「御所方御用」＝朝廷に関する業務をつとめ、その役料として一〇〇〇俵を支給された。ここでは、幕領を支配する代官(や大名・奉行など)の名前、支配地の所在する国、一〇〇石単位の大まかな支配地の石高、幕領支配以外に担当する業務が記される。

他方、Bでは、父邦直の跡を継いだ京都代官小堀邦明が、山城・摂津・大和・和泉・河内・丹波の六カ国における一萬九千九百三十八石余の幕領を支配し、そこから年貢等として銀二一六七貫六七〇匁(金に換算して三万六一二七両余)、米二万三六六一石余、大豆二一石を徴収している⁽⁸⁾。ここでは、幕領を支配する代官(や大名・奉行など)の名前、支配地の所在する国、石未満の単位(斗・升・合・勺・才)にいたる詳細な支配地の石高、支配地より徴収した年貢・諸役等(金・銀・米・大豆ほか)の数量が書き上げられる。そして、CとDも、Bと同様の形式で記載されている。

このように、AとB・C・Dとでは記載される項目に違いがあるものの、いずれの史料からも幕領を支配する代官などの名前、その支配地の石高、支配地の設定された国をほぼ正確に把握することができる。なお、B・C・Dでは、本来の「御代官所」と別に代官が担当する「御預所」「当分御預所」や「御賄所」など

の分も支配高のなかに一括されていた。そのため、【表】の支配高の欄では、「御代官所」「御預所」といった各種の支配地の石高を合算している。

使用する史料の性格を確認したうえで、以下、【表】をもとに、江戸時代後半の上方において幕府代官や（預所）大名など（の役所）が配置され、その支配地が設定される状況を分析する。

三 代官や大名・奉行などの配置

【表】において代官や大名・奉行などの人数の合計をみると、A宝暦七年（一七五七）は代官八名・大名四名・伏見奉行一名の一三名、B寛政九年（一七九七）は代官九名・加茂川堤奉行一名・大名三名・伏見奉行一名の一四名、C天保九年（一八三八）は代官八名・加茂川堤奉行一名・大名五名・伏見奉行一名の一五名、D文久元年（一八六一）は代官九名・加茂川堤奉行一名・大名五名・伏見奉行一名の一六名であり、時期が下るごとに人数は増加している⁽⁹⁾。また、支配高の合計をみると、Aは七九万一九〇〇石余、Bは七四万四四九二石余、Cは六八万三〇九八石余、Dは七十七万一二四石余である。（支配高の合計には上方以外の国の分も含まれるため、それを割り引いて考える必要があるが）これらによると、江戸時代後半の上方においては、およそ六〇〜七〇万石程度の幕領が一〇数名の代官や大名などによって分担されたことがわかる⁽¹⁰⁾。

なお、【表】のうちA13・B14・C15・D16の伏見奉行は、所在地である直轄都市の伏見町とともに、「伏見附」（「伏見廻り」）

伏見町の周辺にある幕領の八カ村（および新田一カ村）五〇〇〇石余を「預所」として支配している⁽¹¹⁾。また、B9・C9・D10の加茂川堤奉行角倉玄信・玄珍は、A8・B8・D8の京都河原町二条代官角倉玄寿・玄匡・玄寧の分家であるが、山城嵯峨に居住し、同国内の「賀茂川御修復料」二百数十石を支配した⁽¹²⁾。伏見奉行と加茂川堤奉行の両者は、上方の幕領において例外的な存在であるが、この点をおさえたいうえで、以下、一般的な代官や大名のあり方をみていきたい。

はじめに、代官や大名の役所（役宅・陣屋・居城）が配置された国に検討を加える。

代官についてみると、A宝暦七年では、上方八カ国のうち東部の四カ国に所在する代官が1の京都・2の近江信楽・3の大津・8の京都河原町二条の四名、西部の四カ国に所在する代官が4の大坂鈴木町・6の大坂本町東浜の二名、上方以外に所在する代官が5の但馬生野・7の美作倉敷の二名である。B寛政九年では、東部の四カ国において5の大和五条と7の京都大仏前鞆町の代官が新たに任命されて六名⁽¹³⁾、西部の四カ国において大坂鈴木町代官が3の北側と6の南側に分けられるとともに、大坂本町東浜代官が4の大坂谷町に移転して三名となっている⁽¹⁴⁾。

また、但馬生野や美作倉敷など、上方以外に所在する代官は上方の幕領を担当しなくなった。C天保九年では、東部の四カ国において京都河原町二条代官がなくなる一方、8の山城宇治代官が任命されて六名⁽¹⁵⁾、西部の四カ国において5の大坂鈴木町代官が北側・南側から再び統合されて二名となっている⁽¹⁶⁾。D文久元年では、東部の四カ国において8の京都河原町二条代官が復

活するものの山城宇治代官がなくなつて六名¹⁷⁾、西部の四カ国は変わらず二名であり、さらに、上方以外に所在する代官として7の但馬生野がもう一度現れた。このように、上方の幕領を支配する代官は、①東部の四カ国では、京都や大津など幕府直轄の町方と、山城宇治・近江信楽・大和五条といった在方の要地との両方に四〜六名が配置されるのに対して、②西部の四カ国では、直轄都市の大坂のみに二〜三名が集中し、③但馬生野や美作倉敷など、上方の外部に所在する代官も上方内部(とくに播磨)の幕領を担当することがあつた。

他方、大名についてみると、A宝暦七年では、東部の四カ国に所在する大名が11の大和芝村と12の丹波山家の二名、西部の四カ国に所在する大名が10の播磨三日月の一名、上方以外に所在する大名が9の伊勢津の一名である。B寛政九年では、これらの四名がいずれも上方の幕領を担当しなくなる一方、東部の四カ国において13の大和高取の一名、西部の四カ国において12の摂津高槻の一名、上方以外において11の伊予大洲の一名がそれぞれ任命されている¹⁸⁾。C天保九年では、この三名に加え、西部の四カ国において10の播磨竜野と12の和泉岸和田の二名が新たに登場し、D文久元年では、これら五名がそのまま担当した。

なお、上方の外部に居城をもつ大名のうち、伊勢津藩の藤堂家は、元和五年(一六一九)以降、山城や大和に五万石余の所領があり(うち一万石余は寛文九年(一六六九)に支藩の伊勢久居藩へ分与される)¹⁹⁾、上方の内部に居城を構える大名に準じた存在といえる。これに対して、伊予大洲藩の加藤家はやや特殊な事例である。元和三年以来、同藩は摂津の二カ村に六〇〇石の飛び地を

有したが、安永九年(二七八〇)、幕府に願つて本拠地の伊予に移され、摂津の二カ村は幕領となつた。ところが、幕府は旧飛び地の支配を引き続き大洲藩に委ねたため、摂津の二カ村は幕末まで同藩の預所となつている²⁰⁾。

四 支配地の設定

つぎに、代官や大名などの支配地が設定された国に分析を加える²¹⁾。

代官の支配地について、西部の四カ国に所在する代官をみると、A4・C5・D2の大坂鈴木町代官とB3・B6の同北側・南側代官、A6の大坂本町東浜代官とB4・C4・D5の大坂谷町代官は、いずれも摂津・河内・和泉・播磨の西部四カ国に支配地が設定されている。これに対して、東部の四カ国に所在する代官をみると、B5・C6・D6の大和五条代官は、自らが所在する大和のみに支配地をもつが、A1・B1・C1・D1の京都代官は、自らが所在する山城や隣国の丹波のような東部の四カ国のみならず、摂津・河内・和泉・播磨といった西部の四カ国にも支配地を有した。こうした傾向は、A3・B2・C2・D3の大津やA8・B8の京都河原町二条、B7・C7・D9の京都大仏前轄町、C8の山城宇治など、東部の四カ国に所在する代官の多くにみられる(ただし、一時廃止のち復活したD8の京都河原町二条代官は、自らが所在する山城や隣国の大和など東部四カ国の範囲にとどまる)。また、A2・B10・C3の近江信楽代官は、自らが所在する近江とともに、上方の外部である伊

勢や美濃にも例外的に支配地が設定されていた（D4の信楽代官は、上方の外部から美濃がなくなる一方、上方の東部四カ国に含まれる山城や、西部四カ国に含まれる河内に支配地を広げた）。さらに、

上方以外に所在する代官をみると、A5・D7の但馬生野代官とA7の美作倉敷代官は、西部の四カ国に含まれる播磨に支配地をもつが、東部の四カ国には支配地を有しない。このように、

①東部の四カ国では、その内部に所在する代官の支配地のみが認められるのに対し、②西部の四カ国では、その内部に所在する代官だけでなく、東部の四カ国や上方以外に所在する代官の支配地もみられ、上方八カ国の東部と西部において代官の支配地が設定されるあり方はきわめて対照的であった²²⁾。

他方、大名の支配地について、東部の四カ国に所在する大名をみると、A12の丹波山家藩やB13・C14・D15の大和高取藩は、自らが所在する丹波や大和のみに支配地をもち、A9の伊勢津藩も、所領の存在する大和のみに支配地を有するが、A11の大和芝村藩は、自らが所在する大和のみならず、西部の四カ国に含まれる摂津にも支配地が設定されていた。ここからは、代官の支配地と類似した傾向がうかがえる。これに対して、B11・C11・D12の伊予大洲藩は、旧飛び地である摂津のみに支配地をもつが、A10の播磨三日月藩やC10・D11の播磨竜野藩は、自らが所在する播磨のみならず、上方以外の備中や美作にも支配地を有した。これらによると、上方八カ国のなかでも播磨はいささか性格の異なる地域であり、A5・D7の但馬生野代官やA7の美作倉敷代官にもみられたように、上方より西側の国々に入り組んだ形で支配地が設定される状況にあったことがわかる。

おわりに

本稿では、江戸時代の上方における二元的な支配構造や、江戸幕府の代官と幕領に関する基本的な制度を確認するとともに、幕府の作成した財政に関する史料をもとに、主として役所の配置や支配地の設定の側面から、上方における代官と幕領の状況について考察してきた。以上の結果からは、①上方の幕領において代官や(預所)大名が配置されたり、支配地が設定されるあり方は、近江信楽代官や但馬生野代官・美作倉敷代官、伊勢津藩や播磨三日月藩・同竜野藩などに一部の入り組みがみられるものの、全体としては上方八カ国の内部にある程度まとまっていたこと、②しかしながら、東部の四カ国に役所をもつ代官や大名の支配地が西部の四カ国にひろく設定された点にみられるように、勘定奉行の指揮監督を受けて代官などが上方八カ国の幕領を分担する枠組みと、上方の奉行が国を単位に広域的な行政や裁判を担当する枠組みとの間には明確な対応関係がみられず、同じ上方においても幕領支配と広域支配では異なる原理が働いたこと、を讀みとることができる。

なお、西部の四カ国に役所をもつ代官や大名の支配地が東部の四カ国に設定されなかったこと、すなわち京都町奉行の所在する東部四カ国の側が支配地の設定において西部四カ国よりも優位であった点は、特徴的である。これは、享保期(一七一六～三六)以前に同奉行が上方八カ国全域の幕領を管理していたことの影響とも考えられる。今後は、本稿の結果とも比較しつつ、

江戸時代の前半である享保期以前の上方における代官と幕領のあり方についても検討を進めていきたい。(関西大学文学部准教授)

(1)三浦周行「江戸時代の裁判制度」『法制史の研究』岩波書店、一九一九年。小早川欣吾「近世の裁判組織と審級及管轄に関する若干の考察(三・完)」『法学論叢』三二―四、一九三五年。平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」創文社、一九六〇年。鎌田道隆「京 花の田舎」柳原書店、一九七七年。藪田貴「近世大坂地域の史的 研究」清文堂出版、二〇〇五年。村田路人「近世広域支配の研究」大阪大学出版 会、一九九五年。同「幕府上方支配機構の再編」大石学編『日本の時代史16 享 保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年。拙著『江戸幕府上方支配機構の研究』 塙書房、二〇一一年。

(2)本稿は、前掲拙著の第二部第一章「上方代官の幕領支配改革―安永九年令を中心 に―」の第二節「上方の代官と幕領」について、事実の誤りや校正の不備を正す とともに、新たな史料を加えて対象とする時期や内容を拡充し、全面的に書き 改めたものである。

(3)前掲鎌田著書第一章「京都町奉行」。前掲村田論文。

(4)「御取箇辻書付」大野瑞男編『江戸幕府財政史料集成 上巻』同 下巻』吉川弘 文館、二〇〇八年。

(5)前掲三浦論文。前掲平松著書四三七―四八六―七頁。前掲『江戸幕府財政史 料集成 上巻』同 下巻』。「吏徴」国書刊行会編『続々群書類従 第七』続群書 類従完成会、一九〇七年。村上直・荒川秀俊編『江戸幕府代官史料―県令集覧―』 吉川弘文館、一九七五年。村上ほか編『徳川幕府全代官人名辞典』東京堂出版、 二〇一五年。

(6)AとBは向山篤(誠斎)編「向山誠斎雜記及雜綴」、Cは勝安芳(海舟)編「吹塵録」、 Dは東京大学史料編纂所蔵「維新史料引継本」にそれぞれ収録されている(前 掲『江戸幕府財政史料 上巻』同 下巻)。

(7)「表」における代官や大名・奉行などの人名と役職は、以下の文献によった。前 掲「徳川幕府全代官人名辞典」。木村礎ほか編『藩史大事典 第四巻 中部編Ⅱ東 海』同 第五巻 近畿編』雄山閣出版、一九八九年。『寛政重修諸家譜』。「京都 便覧」京都市編『京都の歴史10 年表・辞典』学芸書林、一九七六年。「便覧」新

修大津市史10 年表・便覧』大津市役所、一九八七年。

(8)京都代官は、延宝九年(一六八二)八月に小堀正憲が就任して以降、同家が代々 世襲している(『寛政重修諸家譜 第十六』一一八―一二二頁。前掲『京都便覧』。 前掲『徳川幕府全代官人名辞典』)。

(9)全国の幕領を支配する代官や大名などの人数の合計は、A七九名、B七七名、 C七三名、D七五名であり、時期が下るにつれて増加しているわけではない。

(10)「表」の支配高をみると、①多くの代官が五―一〇万石程度であるのに対し、② A8・B8・D8の京都河原町二条代官、B7・C7・D9の京都大仏前鞆町 代官、C8の山城宇治代官は一―三万石程度と少ない。これは、①が代官を本 職とするのに対し、②は過書船支配・土居致支配、過書船支配・入木山支配、 茶師などを本職とする「京都地役人」であり、あくまで代官職を兼帯したことによ ると思われる(内閣文庫所蔵史籍叢刊85 諸事留(一)』汲古書院、一九八八 年、三八〇―三頁。『寛政重修諸家譜』。「県令譜」村上校訂『江戸幕府郡代代官史 料集』近藤出版社、一九八一年。前掲『徳川幕府全代官人名辞典』)。

(11)岩生成一監修『京都御役所向大概覚書 下巻』清文堂出版、一九七三年、三七一 ―二頁。前掲拙著一九五―六頁。伊藤誠之「近世伏見の土地・人の構造とその支 配―伏見廻り村の視点を中心に―」『資料館紀要』三八、二〇一〇年。

(12)当初、加茂川堤奉行の職務は京都町奉行所与力の川方役人、その修復料の支配 は京都代官がそれぞれ担当したが、宝永七年(一七一〇)、いずれも嵯峨川高 瀬船支配の角倉玄方に移管され、それ以降は同家が代々継承し、「賀茂川御修 復料」を支配している(岩生監修『京都御役所向大概覚書 上巻』清文堂出版、 一九七三年、三三四―五・三三九頁。『寛政重修諸家譜 第七』一三三―四頁)。 しかしながら、一八世紀半ばまでは修復料の扱いが通常の幕領と異なり、幕府 の財政史料には幕領として記載されていない。

(13)寛政二年(一七九〇)五月二五日、B7の木村勝之が京都大仏前鞆町代官に任命 された(『寛政重修諸家譜 第七』二九六頁)。また、同七年には、B5の河尻春 之が大和五条代官に就任している(五条市史編集委員会編『五条市史 史料』五 条市役所、一九八七年、四七五―六頁。荒井頭道編・滝川政次郎校訂『牧民金鑑 上巻』刀江書院、一九六九年、一八八―九頁)。

(14)前掲村田著書一七九頁。

(15)寛政一〇年九月三日、B8の角倉玄匡は京都河原町二条代官の職を罷免されている(『寛政重修諸家譜 第七』二三三頁)。また、同一二年七月二六日には、上林久忠が山城宇治代官に任命された(『前掲』『県令譜』四三四頁)。

(16)三名であった大坂代官は、文化期(一八〇四〜一八)に鈴木町南側の役所が廃止されて二名となる(『前掲』田著書一七九頁。西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』岩田書院、一九九八年、四三・九九頁)。

(17)天保一四年(一八四三)六月九日、C8の上林久賢は山城宇治代官の職を罷免された(『幕末御触書集成 第五卷』四八二四)。また、安政三年(一八五二)には、D8の角倉玄寧が京都河原町二条代官の職に復帰している(『京都市歴史資料館編『京都武鑑 上』京都市歴史資料館、二〇〇三年、七五頁)。

(18)明和六年(一七六九)、幕府は大和高取藩主植村家久に対し、「高式万六千石余大和国内」について「只今迄藤堂和泉守御預所候処、従当丑年其方御預所ニ被仰付候間、諸事御仕置等入念ニ可被申付候」と命じている(『御預所方諸留書』高取町史編集委員会編『高取町史』高取町教育委員会、一九六四年、二四四頁)。

(19)『寛政重修諸家譜 第十四』二九二〜七頁。上野市古文献刊行会編『宗国史 上巻』上野市、一九七九年、四八〜七頁。梅原三千『伊勢久居藩史(藤影記)』三重県郷土資料刊行会、一九七二年、九四〜八頁。

(20)『寛政重修諸家譜 第十三』一六〜九頁。伊丹市史編纂専門委員会編『伊丹市史 第二巻』伊丹市、一九六九年、五八〜六〇頁。

(21)B・C・Dの史料は、それぞれの年(の終了後)に報告された支配地の石高と、年貢等の収入や諸経費の支出などの内容を勘定所が相当の時間をかけて計算・確定した最終的な決算書であるため、その作成中に代官や大名が交代(死去・隠

退)した場合には、支配地の担当者として後任の名前が記載されることがある。

幕府が作成した財政史料の一つである文久元年(一八六一)の「御代官所御収納高」(『前掲』『江戸幕府財政史料集成 上巻』)には、①大坂鈴木町代官屋代忠良の支配地が摂津・河内・和泉の九万石余、②西国筋郡代池田季秀の支配地が豊前・豊後・筑前・肥前・肥後・日向の一六万三〇〇〇石余とある。屋代は翌文久二年一月一三日に西国筋郡代へ転じるが、前任の池田が文久元年八月一七日に死去したため、D2では、①と②の両方が屋代の担当として合算されている。また、同じ文久元年「御代官所御収納高」には、播磨竜野藩脇坂安宅の支配地(預所)が播磨・美作の四万九〇四四石余とあるが、翌文久二年四月に竜野藩主が安宅より安斐に交代したため、D11では、後任の安斐の担当とされている。

(22)天明元年(一七八二)四月、大坂谷町代官大屋正巳が「和州村々旧離願之儀」について奈良奉行松田勝易と交渉する(『上方筋公事出入吟味物被仰渡伺済』関東筋博奕吟味取斗方一件留)東京都公文書館所蔵)とともに、同年五月一五日には、大坂東町奉行所与力八田五郎左衛門が同僚の与力に対し、大坂代官について「和州ニも御代官所有之」と述べており(『当地住御代官取捌』大阪商業大学商業史博物館所蔵)、大坂代官も一時的には大和など東部の四カ国に支配地を有することがあった。

〔付記〕本研究は、JSPS科研費二六八七〇七二六、二五二八五〇〇六、二六二八四〇九五の助成を受けたものです。また、本研究は、平成二八年度関西大学若手研究者育成経費(個人研究)において、研究課題「江戸幕府の京都における法令・裁判に関する実証的研究」として研究費を受け、その成果を公表するものです。

担当者(代官・大名・奉行)		支配高	播磨	和泉	摂津	河内	大和	山城	丹波	近江	上方以外
A 宝暦7年(1757)：「宝暦御料高」											
1	(京都代官)小堀敷馬(邦直)	9万9300石余			○	○		△○	○		
2	(近江信楽代官)多羅尾四郎右衛門(光豊)	5万2100石余								△○	伊勢○、美濃○
3	(大津代官)石原清左衛門(正顕)	8万9400石余							○	△○	
4	(大坂鈴木町代官)萩原藤七郎(友明)	7万2900石余		○	△○	○					
5	(但馬生野代官)斎藤新八郎(正成)	6万9500石余	○								但馬△○
6	(大坂本町東浜代官)内藤十右衛門(忠尚)	6万2600石余		○	△○	○					
7	(美作倉敷代官)飯塚伊兵衛(英長)	5万8500石余	○								美作△○
8	(京都河原町二条代官)角倉与市(玄寿)	2万6800石余		○		○		△			
9	(伊勢津藩)藤堂和泉守(高豊)	11万4100石余					○				伊勢△
10	(播磨三日月藩)森対馬守(俊春)	4万7700石余	△○								美作○
11	(大和芝村藩)織田丹後守(輔宜)	9万1400石余			○		△○				
12	(丹波山家藩)谷出羽守(衛衡)	2600石余							△○		
13	伏見奉行	5000石余						△○			
合計	13名(代官8、大名4、伏見奉行1)	(79万1900石余)									
B 寛政9年(1797)：「寛政九巳年御代官并御預所御物成納弘御勘定帳」											
1	(京都代官)小堀縫殿(邦明)	11万9938石9824		○	○	○	○	△○	○		
2	(大津代官)石原庄三郎(正通)	10万2292石47785		○	○	○				△○	
3	(大坂鈴木町北側代官)篠山十兵衛(景義)	8万8755石76711	○		△○	○					
4	(大坂谷町代官)池田仙九郎(但季)	6万2054石574	○		△	○					
5	(大和五条代官)河尻甚五郎(春之)	6万5755石318					△○				
6	(大坂鈴木町南側代官)岩佐郷蔵(茂高)	7万6754石6602	○		△○						
7	(京都大仏前鞆町代官)木村宗右衛門(勝之)	3万2189石857		○		○	○	△			
8	(京都河原町二条代官)角倉与一(玄匡)	3万0267石43				○	○	△			
9	(加茂川堤奉行)角倉帯刀(玄信)	246石1513						△○			
10	(近江信楽代官)多羅尾四郎右衛門(光雄)	5万1235石3796								△○	伊勢○、美濃○
11	(伊予大洲藩)加藤遠江守(泰济)	1354石985			○						伊予△○
12	(摂津高槻藩)永井日向守(直進)	4万2130石64			△○	○					
13	(大和高取藩)植村駿河守(家長)	6万6380石8661					△○				
14	(伏見奉行)松平但馬守(喜生)	5134石942						△○			
合計	14名(代官9、加茂川堤奉行1、大名3、伏見奉行1)	(74万4492石03056)									
C 天保9年(1838)：「天保九戌年御代官并御預所御物成納弘御勘定帳」											
1	(京都代官)小堀主税(正芳)	9万6469石93132		○	○	○	○	△○	○		
2	(大津代官)石原清左衛門(正修)	10万1883石98164		○	○	○	○			△○	
3	(近江信楽代官)多羅尾久右衛門(純門)	5万5354石78382								△○	伊勢○、美濃○
4	(大坂谷町代官)池田岩之丞(季秀)	7万9417石29041	○		△○	○					
5	(大坂鈴木町代官)築山茂左衛門	7万2607石571	○		△○	○					
6	(大和五条代官)竹垣三右衛門(直道)	6万1732石3306					△○				
7	(京都大仏前鞆町代官)木村惣左衛門	3万0807石1305				○	○	△			
8	(山城宇治代官)上林六郎(久賢)	2万0531石9198				○		△○			
9	(加茂川堤奉行)角倉帯刀(玄信)	246石1513						△○			
10	(播磨竜野藩)脇坂中務大輔(安董)	5万1059石8917	△○								美作○、備中○
11	(伊予大洲藩)加藤遠江守(泰幹)	1354石985			○						伊予△○
12	(和泉岸和田藩)岡部内膳正(長和)	1万1267石5904		△○							
13	(摂津高槻藩)永井飛騨守(直与)	4万7142石58547			△○	○					
14	(大和高取藩)植村出羽守(家教)	4万8055石33894					△○				
15	(伏見奉行)内藤豊後守(正純)	5166石682						△○			
合計	15名(代官8、加茂川堤奉行1、大名5、伏見奉行1)	(68万3098石1639)									
D 文久元年(1861)：「文久元酉年御代官并御預所御物成納弘御勘定帳」											
1	(京都代官)小堀敷馬(正明)	5万3317石61553			○	○		△○	○		
2	(大坂鈴木町代官)屋代増之助(忠良) ※文久元年の西国筋郡代池田岩之丞(季秀)の分を合算	24万4721石87766 ※大坂鈴木町代官は9万石余		○	△○	○					豊前、豊後、筑前、肥前、肥後、日向 ※西国筋郡代の支配地
3	(大津代官)石原清一郎(正美)	8万8556石12961				○	○			△○	
4	(近江信楽代官)多羅尾民部(純門)	11万0040石97815				○		○		△○	伊勢○
5	(大坂谷町代官)羽田十左衛門(正見)	9万2457石14121	○		△○	○					
6	(大和五条代官)松永善之助(祐貫)	7万7808石23474					△○				
7	(但馬生野代官)石神彦五郎(義比)	8万2746石8047	○								但馬△○、美作○
8	(京都河原町二条代官)角倉与一(玄寧)	2万2582石1007					○	△			
9	(京都大仏前鞆町代官)木村宗右衛門(勝時)	1万4596石136				○	○	△			
10	(加茂川堤奉行)角倉鍋次郎(玄珍)	2488石2913						△○			
11	(播磨竜野藩)脇坂淡路守(安斐) ※文久元年の藩主は脇坂中務大輔(安宅)	4万9044石52244	△○								美作○
12	(伊予大洲藩)加藤出羽守(泰祉)	1354石985			○						伊予△○
13	(和泉岸和田藩)岡部筑前守(長寛)	1万1164石4252		△○							
14	(摂津高槻藩)永井飛騨守(直矢)	3万2318石12877			△○	○					
15	(大和高取藩)植村駿河守(家保)	3万9813石5524					△○				
16	(伏見奉行)林肥後守(忠交)	5174石967						△○			
合計	16名(代官9、加茂川堤奉行1、大名5、伏見奉行1) ※西国筋郡代の分を除く	(77万1224石01275)									

(注)代官・大名・奉行の名前と記載順は原文にしたがった。役所(役宅・陣屋・居城・奉行所)が所在する国を△、支配地(代官所・預所など)が所在する国を○で示した。史料は『江戸幕府財政史料集成』、人名・役職は『徳川幕府全代官人名辞典』『藩史大事典』『寛政重修諸家譜』『京都の歴史10』『新修大津市史10』による。なお、文久元年の「御代官所御取納高」には、(大坂鈴木町代官)屋代増之助(忠良)の支配高9万石余、(播磨竜野藩)脇坂中務大輔(安宅)の支配高4万9044石余とある。